

○飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱

平成19年4月1日

飯塚市告示第28号

改正 H20-24、H22-69、H28-103、H29-9

飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要領(平成18年飯塚市要領)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、契約の適正な履行と公正を確保するため、飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準(平成18年飯塚市告示第7号)第6条の規定に基づき、指名競争入札参加者の指名停止の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、飯塚市競争入札参加資格者名簿に登載された業者(以下「業者」という。)が、別表第1から別表第4までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。

(H20-24一改)

2 指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係わる業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 業者が、一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当

該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号の定めにより決定した期間の2倍とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号から第6号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定を超える指名停止を行う必要があるときは、当該期間の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができる。

(H20-24一改)

4 市長は、指名停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前3項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の業者が当該事案について、責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第4項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の業者が本市の契約に係る工事の全部若しくは一

部を下請し、若しくは受諾し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第9条 委託業務及び物品供給等の指名競争入札参加者の指名停止については、この要綱を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までになされた指名停止に関する事務のうち、この告示の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日 告示第24号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日 告示第69号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月12日 告示第9号)

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失等による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失等により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上5箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第2号に掲げる場合のほか本市発注の工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上4箇月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 市発注の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>5 本市以外の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>6 市発注の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>7 本市以外の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上4箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上2箇月以内</p>

別表第2(第2条、第4条関係)

(H20-24、H22-69、H28-103、H29-9一改)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>イ 業者である法人の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知ったときから</p> <p>8箇月以上24箇月以内</p> <p>6箇月以上18箇月以内</p> <p>2箇月以上6箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6箇月以上18箇月以内</p> <p>4箇月以上12箇月以内</p> <p>2箇月以上6箇月以内</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本市が発注した工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>4 本市以外の他の公共機関が発注した工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>18箇月以上24箇月以内</p> <p>当該認定した日から 6箇月以上18箇月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>5 本市が発注した工事に関し、業者である法人の役員若しくは使用人又は業者である個人若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>6 本市以外の他の公共機関が発注した工事に関し、業者である法人の役員若しくは使用人又は業者である個人若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18箇月以上24箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 本市が発注した工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>8 本市以外の他の公共機関が発注した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たるため、犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>11 業者である法人の役員若しくは使用人又は業者である個人若しくはその使用人が本市の職員に対し、暴力的な行為等を行ったとき。</p> <p>12 暴力団関係者から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、これらの事実を市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき(情状すべき特別の事由がある場合を除く。)</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定した日から4箇月</p>
---	---

別表第3(第2条関係)

暴力团组织等に対する措置基準

措置要件	期間
<p>次の各号のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業者、業者の役員等(代表役員等及び一般役員等をいう。)若しくは使用人(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する者をいう。)又はこれら以外の者で業者の経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配しているもの(以下「業者等」という。)が暴力団関係者である場合</li> <li>2 業者等が名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している場合</li> <li>3 業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団関係者を利用した場合</li> <li>4 業者等が、名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対し、直接に又は間接に金銭等財物の提供又は財産上の利益若しくは便宜を供与した場合</li> <li>5 業者等が市との契約を履行するに当たり、暴力団関係業者(業者であると否とに関わらず、前各号に該当すると認められる業者をいう。)と知りながら、その業者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結した場合</li> </ol>	<p>当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p> <p>当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p> <p>当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p> <p>当該認定をした日から12箇月</p> <p>当該認定をした日から12箇月</p>



別表第4(第2条関係)

その他

措置要件	期間
(経営不振) 不渡手形を発行する等経営不振が明らかになった場合又は債権差押等を受けた場合	経営が再建されたと認められるまで又は事件が解決するまで